

調書（決定）

事件の表示 令和6年（行ツ）第336号

令和6年（行ヒ）第400号

決定日 令和7年1月16日

裁判所 最高裁判所 第一小法廷

当事者等 上告人兼申立人 X会社

被上告人兼相手方 大阪府

同代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会

同補助参加人 Z組合

原判決の表示 大阪高等裁判所令和6年（行コ）第43号（令和6年8月30日
判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年1月16日

最高裁判所 第一小法廷